

行政経営改革プラン

(平成 26 年度～平成 30 年度)

平成 26 年 3 月

岩国市

目次

1. 策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 行政経営改革の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3. 5つの基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - 基本目標 1 成果を重視した効率的な組織と制度への転換・・・・ 1
 - 基本目標 2 持続可能な財政運営の確立・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - 基本目標 3 職員の意識改革と人材育成・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - 基本目標 4 市民との協働による市政の実現・・・・・・・・・・・・ 4
 - 基本目標 5 民間との役割分担に応じた
効率的で質の高いサービスの実現・・・・ 4
4. 行政経営改革の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
5. 行動計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - 行動計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - 各行動計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

1. 策定の目的

本市では、平成 18 年 3 月 20 日の合併後、平成 19 年 3 月に岩国市行政改革大綱を策定し、集中改革プラン及び第 2 次集中改革プランにより、行財政改革に取り組んでまいりました。

しかしながら、平成 24 年度に策定した財政計画において、中長期的に非常に厳しい財政見通しとなったことから、持続可能な行財政運営を確立するために、更なる行財政改革に取り組むこととしました。

また、複雑多様化する行政課題に的確に対応するとともに、質の高い行政サービスを提供し、市民の満足度を向上させるためには、コストの削減を中心とする従来の行政運営を見直して、限られた経営資源（人材、資産、財源、情報）を有効活用する行政経営へ転換する必要があることから、新たに行政経営改革プランを策定することとしました。

2. 行政経営改革の基本理念

行政経営は、限られた経営資源を有効に活用し、質の高い行政サービスを提供することにより市民の満足度を高めることが目的です。

また、この行政経営を将来にわたって持続させるためには、「選択と集中」による真に必要なサービスへの重点化や、財源の確保による財政基盤の強化が必要です。

こうしたことから、「**市民の満足度の向上と持続可能な行政経営の実現**」を行政経営改革の基本理念とします。

3. 5つの基本目標

基本理念を実現するために取り組むべき方針として、5つの基本目標を定め、目標を実現するため、取り組むべき事項を定めます。

基本目標 1 成果を重視した効率的な組織と制度への転換

成果を重視する行政経営を行うために、組織目標制度と事務事業評価制度を導入するとともに、業績目標管理制度及び予算編成作業と密接に関連付けて、行政経営システムを構築します。

また、組織機構の見直し、定員管理の適正化などにより、効率的な行政経営に取り組みます。

(1) 行政経営システムの構築

組織目標制度を中心に、事務事業評価制度、予算編成作業、業績目標管理制度を密接に関連付けて、行政経営システムを構築し、様々な行政課題に効率的、効果的に取り組みます。

(2) 組織機構の再編・見直し

新たな総合計画にあわせた組織・機構の再編を平成 27 年 4 月に行うとともに、必要に応じて、適宜、組織の見直しに取り組みます。

(3) 定員管理の適正化

類似団体の状況や本市の特殊事情などを踏まえて、平成 27 年 4 月から平成 31 年 4 月までを計画期間とする第 3 次定員管理適正化計画を策定し、適正な定員管理を推進します。

(4) 権限移譲の推進

地方分権の推進と市民の利便性の向上のために、権限移譲を積極的に推進します。

基本目標 2 持続可能な財政運営の確立

市民ニーズに的確に対応するためには、財政基盤の強化を図ることが必要です。そのため、市税などの未収金対策の強化に努めるとともに、受益者負担の適正化や補助金等の適正化などにも取り組みます。

また、公共施設の老朽化による維持管理経費の増大が予想されることから、施設管理の適正化を図るため、今後の公共施設のあり方について検討を行い、施設の適正配置を推進します。

(1) 収入の確保

未収金対策を強化するため、平成 26 年度に未収金対策プロジェクトチームを、平成 27 年度に（仮称）未収金対策会議を設置して、徴収率の向上に取り組みます。

また、岩国錦帯橋空港の開港を契機として、企業・投資誘致の強化に取り組みます。

(2) 受益者負担の適正化

受益者負担に関する基本方針を策定し、客観的で明確な基準による適正化を図

ります。

(3) 負担金・補助金の適正化

負担金及び補助金について、計画的な見直しに取り組みます。特に補助金については、「岩国市補助金交付基準」に沿って、適正化を図ります。

(4) 施設、資産等の有効活用

遊休資産の精査を行い、貸付けや売却処分などによる有効活用に取り組みます。

(5) 施設管理の適正化

公共施設データの一元化を行い、合併後の新市における公共施設のあり方を示す「公共施設マネジメント指針」を策定して、計画的な施設の適正配置を推進することにより、施設管理の適正化を図ります。

(6) 財政基盤の強化

財政計画の着実な実施、特別会計の健全化、外郭団体の見直しに取り組み、財政基盤の強化を図ります。

(7) 給与等の適正化

未実施の人事院勧告事項等について検討を行い、給与等の適正化を図ります。

基本目標 3 職員の意識改革と人材育成

職員一人ひとりが、新たな行政課題に積極的に取り組むように、研修を通じた能力向上や、意欲の向上につながる人事評価を実施します。

また、これからの時代に求められる職員像を人材育成基本方針において明らかにするとともに、業務改善運動などを導入し、職員の意識改革を積極的に推進します。

(1) 職員の意識改革

能力・実績を重視した人事給与制度を構築するとともに、職員の意識改革と組織の活性化のために、職員満足度調査の実施、業務改善運動の導入、若手職員中心のプロジェクトチームによる提言制度の推進に取り組みます。

(2) 人材の育成・活用

新たな人材育成基本方針を策定するとともに、職員研修の充実を図り、効率的で、良質な行政サービスが提供できる職員の育成を目指します。

基本目標 4 市民との協働による市政の実現

複雑多様化する行政課題に対応するため、「協働のまちづくり促進計画」を策定して、ボランティア、市民活動団体等の育成・支援を行い、市民との協働による市政を実現します。

また、行政情報の積極的な公開を推進することにより、情報を共有し、行政の透明性を高めるとともに、市民満足度調査を実施して、市民ニーズを把握し、調査結果を市の施策や行政経営改革へ反映させます。

(1) 市民と行政との協働事業の促進

「協働のまちづくり促進計画」を策定し、市民協働のまちづくりを積極的に推進します。

(2) 行政情報の積極的な公開

市民への行政情報の積極的な提供により、情報の共有を図り、行政の透明性を高めます。

(3) 市民要望の把握

市民満足度調査により市民ニーズを把握し、市の施策に反映させ、「市民の満足度の向上」を目指します。

(4) 職員の市民協働意識の向上

市民協働に対する職員の意識を向上させるために、各課に協働推進員を置いて、職員に対する研修を進めるとともに、様々な地域の情報を提供し、地域活動への参加を促進します。

基本目標 5 民間との役割分担に応じた効率的で質の高いサービスの実現

非常に厳しい財政見通しの中、多様化する市民ニーズに対して、効率化や費用対効果を勘案し、民営化や外部委託の推進、指定管理者制度の見直しに取り組み、質の高い行政サービスの提供を実現します。

(1) 民営化や民間委託などの推進

外部委託に関する基本方針となるガイドラインを策定して、民間の方がより効率的・効果的にサービスを提供できる事務事業について、外部委託等の推進を図ります。

(2) 公の施設の管理運営の見直し

指定管理者制度がより効果的に運用されるように、ガイドラインを策定して、公の施設の適切な管理を推進します。

4. 行政経営改革の進め方

(1) 取組期間

平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間とします。

(2) 取組の推進

① 推進体制

取組状況については、行政経営改革室で進行管理し、取組結果については、行政経営審査会※1において審査・検証を行います。

また、取組結果をホームページなどにより広く市民に公表するとともに、市民満足度調査を実施して、市民の意見を行政経営改革に反映していきます。

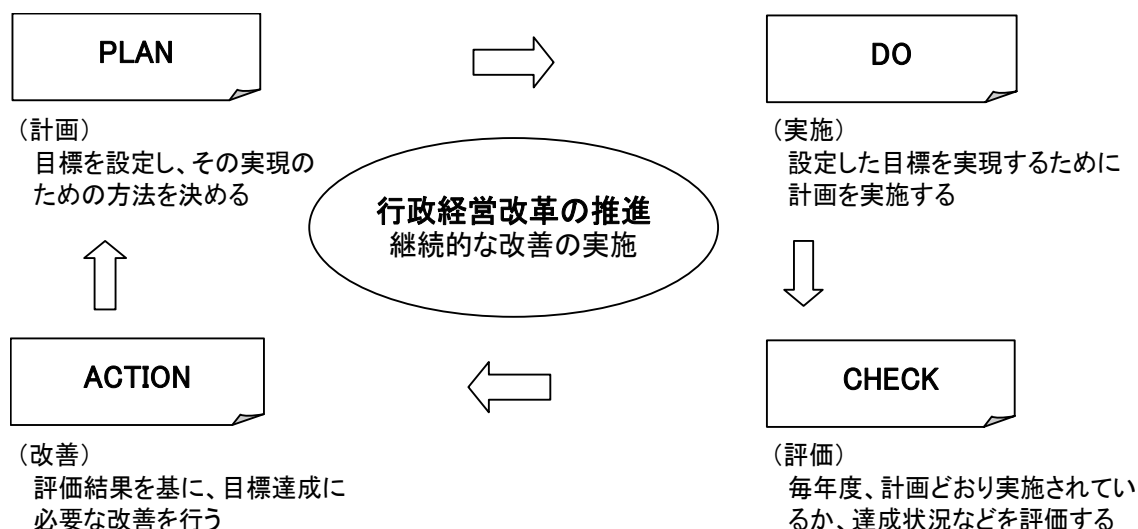
※1 行政経営審査会

行政経営改革の推進を目的として、副市長を中心に設置する庁内会議で、行政経営改革プランの行動計画や事務事業評価の審査などを行います。

② 推進方法

行政経営改革の推進に当たっては、行動計画を策定し、計画的に実施します。行動計画の実施に当たっては、マネジメントサイクル※2（PDCAサイクル）に基づいた点検を行い、随時、計画の見直しを行います。

※2 マネジメントサイクル



5. 行動計画

[行動計画の体系]

基本目標	取組項目	実施事項
1 成果を重視した効率的な組織と制度への転換	(1) 行政経営システムの構築	① 組織目標制度の導入
		② 事務事業評価制度の導入
		③ 予算編成作業の合理化
		④ 業績目標管理制度の見直し
	(2) 組織機構の再編・見直し	① 組織機構の見直し
	(3) 定員管理の適正化	① 定員管理適正化計画の見直し
2 持続可能な財政運営の確立	(1) 収入の確保	① 未収金対策の強化
		② 企業・投資誘致の強化
		③ 広告事業の推進
	(2) 受益者負担の適正化	① 受益者負担に関する基本方針の策定・実施
	(3) 負担金・補助金の適正化	① 負担金・補助金の見直し
	(4) 施設、資産等の有効活用	① 遊休資産の売却、活用
	(5) 施設管理の適正化	① 公共施設データの一元化
		② 施設の適正配置
	(6) 財政基盤の強化	① 財政計画の着実な実施
		② 特別会計の健全化
		③ 外郭団体の見直し
	(7) 給与等の適正化	① 給与等の適正化
3 職員の意識改革と人材育成	(1) 職員の意識改革	① 人事評価制度の確立
		② 職員満足度調査の実施
		③ 業務改善運動の導入
		④ 若手職員中心のプロジェクトチームによる提言制度の推進
	(2) 人材の育成・活用	① 人材育成基本方針の見直し
		② 職員研修の充実
4 市民との協働による市政の実現	(1) 市民と行政との協働事業の促進	① 「協働のまちづくり促進計画」の策定・実施
	(2) 行政情報の積極的な公開	① 積極的な情報公開の推進
	(3) 市民要望の把握	① 市民満足度調査の実施
	(4) 職員の市民協働意識の向上	① 市民協働意識の向上と地域活動への参加促進
5 民間との役割分担に応じた効率的で質の高いサービスの実現	(1) 民営化や民間委託などの推進	① 外部委託推進ガイドラインの策定・推進
	(2) 公の施設の管理運営の見直し	① 指定管理者制度運用ガイドラインの策定・推進

行政経営改革プラン行動計画（平成26年度～平成30年度）

I. 取組体系等

1－（１） 取組項目	行政経営システムの構築
① 実施事項	組織目標制度の導入
担当部署	総務部 行政経営改革室
連携部署	政策企画課

II. 取組方法等

現状・課題	成果を重視した行政経営をするためには、組織としての目標を定めて実施し、評価して改善する組織目標制度の導入が必要です。 また、市民の理解を得ながら施策を実施するためには、組織目標とその達成状況について公表することも必要となります。
これまでの取組・方針	各部署は業績目標管理制度などによって、具体的な施策を実施してきましたが、行政経営を推進するためには、組織目標制度の導入が必要となりました。
目標・指標	平成27年5月に、平成27年度の組織目標を公表し、平成28年7月に、平成27年度の組織目標の達成状況について公表します。 以降、継続して組織目標とその達成状況の公表を行い、目標達成に向けた組織経営を図るとともに、市民に対する説明責任を果たします。
具体的取組方法	平成26年度までに、政策企画課と共同して組織目標制度の仕組みを構築し、平成27年度から組織目標制度を導入することとします。また、組織目標制度をより充実させるため研修を継続して実施します。
その他	

III. 年次計画

年次	H26	H27	H28	H29	H30
取組内容	検討・準備	実施・推進			
	組織目標制度の構築・実施に向けた準備	組織目標の公表（平成27年度）	組織目標の公表（平成28年度） 組織目標の達成状況の公表（平成27年度）	組織目標の公表（平成29年度） 組織目標の達成状況の公表（平成28年度）	組織目標の公表（平成30年度） 組織目標の達成状況の公表（平成29年度）

行政経営改革プラン行動計画（平成26年度～平成30年度）

I. 取組体系等

1－（１） 取組項目	行政経営システムの構築
② 実施事項	事務事業評価制度の導入
担当部署	総務部 行政経営改革室
連携部署	政策企画課・財政課・職員課

II. 取組方法等

現状・課題	現在、事務事業の見直しは、担当課みずからの見直しや財政課の予算査定により、実施されているだけです。 非常に厳しい財政見通しの中、限られた経営資源を有効活用するためには、事業の必要性、有効性、達成度、効率性の観点から評価を行い、事業目的の達成のために継続した改善に取り組む必要があります。
これまでの取組・方針	行政経営を推進するために、事務事業評価制度の導入は不可欠であり、政策企画課、財政課、職員課と共同して有効活用できるように、事務事業評価制度について調整を行ってきました。 また、財政課と共同して、平成25年度事業の一部について、試行的な導入を行いました。
目標・指標	平成27年度の事業から、事務事業評価制度の本格的な導入を行い、評価結果を平成28年度予算に反映させます。 以降、継続して事務事業評価を行うことにより、事業目標の達成を目的とした業務の改善に取り組みます。
具体的取組方法	平成25年度、平成26年度の事務事業の一部について試行的な事務事業評価を行い、検証し、平成27年度の事務事業より本格的な導入を行います。 なお、事務事業を総合計画の政策、施策の体系に関連づけることにより、総合計画の推進を図ります。
その他	

III. 年次計画

年次	H26	H27	H28	H29	H30
取組内容	検討・試行				
	事務事業制度の構築・実施に向けた検討・試行	事務事業評価シートの作成（平成27年度事業）	事務事業の評価（平成27年度事業）・事務事業評価シートの作成（平成28年度）	事務事業の評価（平成28年度事業）・事務事業評価シートの作成（平成29年度）	事務事業の評価（平成29年度事業）・事務事業評価シートの作成（平成30年度）

行政経営改革プラン行動計画（平成26年度～平成30年度）

I. 取組体系等

1－(1) 取組項目	行政経営システムの構築
③ 実施事項	予算編成作業の合理化
担当部署	総合政策部 財政課
連携部署	政策企画課

II. 取組方法等

現状・課題	現在の予算編成作業の主な流れは、経常経費については、予算編成時期に担当課から財政課に予算要求があり、財政課が査定しています。 また、投資政策的経費については、年度当初に担当課から政策企画課にまちづくり実施計画登載の要求があり、政策企画課が査定しています。その結果をもとに、予算編成時期に担当課から財政課に予算要求があり、財政課が再び査定しています。 このため、投資政策的経費については、担当課は政策企画課と財政課の両方に要求・説明する必要があり、事務が煩雑になっています。また、要求・査定時期の違いから両者に齟齬を来すことがあります。
これまでの取組・方針	予算編成方針に基づき、投資政策的経費については、原則として、「まちづくり実施計画」に計上される事業のみを要求することとし、事業費については、その範囲内で事務費や附帯工事を含め要求することで、まちづくり実施計画と予算編成の連携を図り、投資政策的経費の計画的な予算措置を図っています。
目標・指標	投資政策的経費の査定とまちづくり実施計画の査定について、予算編成時期に連携して実施することで、予算編成作業の合理化を図ります。 また、経常経費については、「事務事業評価シート」を導入し、評価結果を予算査定に反映させることで、事業目標の達成度に応じた予算配分を行います。
具体的取組方法	新たに導入される「組織目標制度」と「事務事業評価制度」を「予算編成作業」に密接に連携させます。 また、「まちづくり実施計画」の査定に財政課が参加することにより、「予算編成」と「まちづくり実施計画」の整合性を図るとともに、要求部署の事務の軽減を図ります。
その他	

III. 年次計画

年次	H26	H27	H28	H29	H30
取組	検討・準備	実施・推進			
内容	予算編成作業の合理化に向けた準備	予算編成作業の実施(平成28年度当初予算)	予算編成作業の実施(平成29年度当初予算)	予算編成作業の実施(平成30年度当初予算)	予算編成作業の実施(平成31年度当初予算)

行政経営改革プラン行動計画（平成26年度～平成30年度）

I. 取組体系等

1－（１） 取組項目	行政経営システムの構築
④ 実施事項	業績目標管理制度の見直し
担当部署	総務部 職員課
連携部署	行政経営改革室

II. 取組方法等

現状・課題	現在、医療職を除く全職員を対象に、課長以上については業績目標管理票、主幹以下の職員については評価シートを用い、年度当初に施策展開の具体的な目標を明らかにし、その達成度を勤務評定の評価項目のひとつとしています。 個人目標の設定にあたっては、被評定者の職位や経験年数にふさわしい目標を設定する必要が求められています。
これまでの取組・方針	評価項目としての目的だけでなく、人材育成の観点から業績目標管理制度を活用するため、主幹以下の職員については評定者と年２回以上の面談を定型化することに加え、目標項目・達成基準等の記入例の明示や達成状況（自己）の記入欄の追加などの見直しに取り組んできました。
目標・指標	平成26年度中に勤務評定制度の見直しを行う中で、業績目標管理制度の実施要領や様式の見直しを行い、平成27年度以降見直しを行った内容により制度を実施します。 適切な個人目標（自らが取り組むべき課題）を設定し、その個人目標を各個人が達成することにより、精度の高い行政サービスの提供を目指します。
具体的取組方法	平成25年度分として提出された、業績目標管理票、評価シートを職種別に分析するとともに、難易度・困難度の設定が適切なものになっているかの検証を行います。
その他	現在、業績目標管理制度における個人目標の設定の際には、各所属の組織目標を踏まえ設定するよう指示していますが、全庁的に組織目標の設定を確立するためにも、組織目標制度の導入との連動が必要となっています。

III. 年次計画

年次	H26	H27	H28	H29	H30
取組内容	検討・準備	実施・推進			
	業績目標管理制度の見直し検討	組織目標を踏まえた業績目標管理制度の実施	同左	同左	同左

行政経営改革プラン行動計画（平成26年度～平成30年度）

I. 取組体系等

1－（２） 取組項目	組織機構の再編・見直し
① 実施事項	組織機構の見直し
担当部署	総務部 職員課
連携部署	政策企画課・財政課・行政経営改革室

II. 取組方法等

現状・課題	社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズ、権限移譲等による各種事務事業に的確に対応し、これまで以上に行政運営の効率化を進めるため、常に簡素で効率的な組織機構の見直しが求められています。
これまでの取組・方針	平成26年４月の組織機構の見直し作業においては、行政組織条例の改正を要する見直しとそれ以外の見直しについて、①各所属からの要望に基づき、②総務部長ヒアリング、③副市長協議、④市長協議を順次実施するなど、見直し作業にかかる年間スケジュールを確立してきました。
目標・指標	新総合計画がスタートする平成27年４月にあわせ、総合計画を実効性のあるものにするための組織機構の再編・見直しを行うとともに、次年度以降も必要に応じ組織機構の見直しを適宜進めます。
具体的取組方法	新総合計画の施策実現のための組織機構の構築については、各所属からの要望を踏まえながら、政策企画課をはじめとした関係課と連携して平成27年４月までに、組織機構の再編・見直しを行います。 また、次年度以降も必要に応じ組織機構の見直しを時期を逸することなく適宜行っていきます。
その他	

III. 年次計画

年次	H26	H27	H28	H29	H30
取組 内容	検討・準備	実施・推進			
	新総合計画を踏まえた組織機構の再編・見直し検討	同左	同左	同左	同左

行政経営改革プラン行動計画（平成26年度～平成30年度）

I. 取組体系等

1－(3) 取組項目	定員管理の適正化
① 実施事項	定員管理適正化計画の見直し
担当部署	総務部 職員課
連携部署	

II. 取組方法等

現状・課題	現在、岩国市行政改革大綱及び岩国市新市建設計画における合併10年後の目標数値を踏まえつつ、社会情勢の動向や本市行政の実情、特性を考慮した計画を策定しています。 合併による人件費抑制効果を高めるため、退職者数に対して新規採用者数を抑制する計画を策定しています。
これまでの取組・方針	平成22年度から平成26年度まで5年間（平成22年4月1日現在の職員数を基準とし、平成27年4月1日現在の目標職員数を定める。）を計画期間とした第2次定員管理適正化計画では、①類似団体職員数との比較、②計画的な新規採用、③本市における特殊事情への対応、④人事制度改革に対する対応、を基本的な考え方として計画の策定を行いました。
目標・指標	平成26年度中に、総務省定員管理調査における全国類似団体職員数との比較を行うとともに、市の各種施策との調整を行い、平成27年4月を始期、平成31年4月を終期とする第3次定員管理適正化計画による定員管理を実施して、毎年度、計画の達成状況を公表します。
具体的取組方法	計画は、市長部局等と病院事業毎にそれぞれ策定します。 正職員の定員管理を基本としますが、総人件費の適正管理の観点から、再任用職員等の定員管理もあわせて検討していきます。
その他	計画を推進していくためには、①組織機構の整備、適正な職員配置、②職員の職務能力の向上、③事務事業の見直し、④外部委託及び市民協働の推進、⑤多様な雇用形態の活用、などが求められ、それらの施策と連動させていく必要があります。

III. 年次計画

年次	H26	H27	H28	H29	H30
取組内容	検討・準備				
	第3次定員管理適正化計画の策定に向けた準備	定員管理適正化計画の公表(平成27年度)	計画の達成状況の公表(平成27年度)	計画の達成状況の公表(平成28年度)	計画の達成状況の公表(平成29年度)第4次定員管理適正化計画に向けた準備

行政経営改革プラン行動計画（平成26年度～平成30年度）

I. 取組体系等

1－（４） 取組項目	権限移譲の推進
① 実施事項	円滑な権限移譲の推進
担当部署	総務部 行政経営改革室
連携部署	

II. 取組方法等

現状・課題	移譲対象事務124のうち移譲済み事務は32で、移譲率は25.8%であり、県内13市中最低位となっています。（県内全体の移譲率は40.0%）（平成25年4月1日現在） なお、移譲が進んでいない主な理由は、事務の受け入れ体制が確保できないことです。
これまでの取組・方針	県と関係部署との調整を行い、権限移譲の推進に取り組んできました。
目標・指標	地方分権の推進及び市民の利便性の向上のために、権限移譲を積極的に推進し、移譲率の向上をめざします。
具体的取組方法	県からの情報把握に努めるとともに、対象部署に必要な情報提供を行います。また、県と関係部署の調整も積極的に行い、円滑な権限移譲の推進を図ります。 なお、移譲にあたり課題等がある場合は、担当部署と共同して、課題の解決に努めます。
その他	

III. 年次計画

年次	H26	H27	H28	H29	H30
取組内容	検討・実施				
	・移譲が進まない原因の検討及び課題の解決 ・権限移譲の推進	権限移譲の推進	権限移譲の推進	権限移譲の推進	権限移譲の推進

行政経営改革プラン行動計画（平成26年度～平成30年度）

I. 取組体系等

2－（１） 取組項目	収入の確保
① 実施事項	未収金対策の強化
担当部署	総合政策部 収税課
連携部署	保険年金課・こども支援課・下水道課

II. 取組方法等

現状・課題	景況の悪化により、年々税収額が減少している中で効果的な財政経営をするためには市税の安定的な確保が必要であり、徴収率向上及び滞納額縮減に向けての取組みを総合的かつ効果的に推進する必要があります。 また、健全な財政経営には、市税のみならず市の歳入金の全てにおいて納期内納付の徹底を図ることが必要であり、収入の確保のため、全庁をあげて徴収のノウハウの情報共有を実施し、行政経営に取り組むことが安定的な歳入金の確保に繋がると考えています。
これまでの取組・方針	平成24年度から２年間、納税確認センター運営事業として民間のノウハウを活用し、現年度課税分の納税確認を実施してきました。新規滞納者を最小限に抑えることが市税全体の滞納繰越額の減少、税負担の公平性の確保に繋がると確信して市税の徴収確保に努めてきたところです。
目標・指標	平成30年度の最終目標は市税全体で徴収率95.0%とします。 税負担の公平性の確保を目指し、納期内納付の徹底を図るため、現年度課税分の目標徴収率を99.0%とします。 市税以外の歳入金については、現行の徴収率を上回る率とするため、市税の徴収ノウハウを共有し、各課独自の徴収体系を確立します。
具体的取組方法	市税の目標徴収率を達成するためには、現年度課税分の年度内、納期内納付を徹底し、新規滞納者を削減することが重要であり、そのためにも民間ノウハウを活用することが最重要であると考えています。 市税以外の歳入金徴収率の向上のために、平成26年度に未収金対策プロジェクトチームを設置し、滞納整理のための研修を実施します。平成27年度から（仮称）岩国市未収金対策会議を設置し、関係各課と連携をとりながら徴収ノウハウの共有により徴収率向上を目指します。
その他	（仮称）岩国市未収金対策会議は年１回の対策会議及び定期的な実務者会議を実施します。 対象となる関係課は、自力執行権が認められている収税課、保険年金課、こども支援課及び下水道課の４課とします。

III. 年次計画

年次	H26	H27	H28	H29	H30
取組内容	実施・推進(PDCAサイクルの確立)				
	岩国市未収金対策プロジェクトチームの設置 未収金対策研修	岩国市未収金対策会議の設置	情報の共有化 中間目標の検証、未達成における原因究明及び実践	情報の共有化	情報の共有化 最終目標の検証

行政経営改革プラン行動計画（平成26年度～平成30年度）

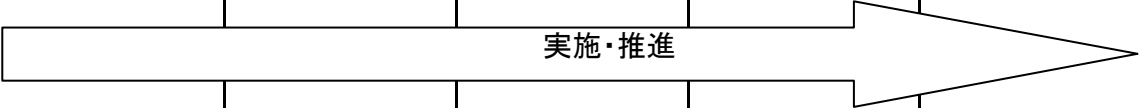
I. 取組体系等

2－（１） 取組項目	収入の確保
② 実施事項	企業・投資誘致の強化
担当部署	産業振興部 商工振興課
連携部署	都市計画課

II. 取組方法等

現状・課題	本市の企業誘致におきましては、沿岸部に「化学」、「繊維」、「パルプ」などの基礎素材型工業が集積し、瀬戸内海 臨海工業地帯の一翼を形成していることから、これらの既存産業に合わせた投資誘致を進めるとともに、限られた企業立地用地の中で、状況に応じ、空港開港に伴い創出、進展の可能性が高いとされる産業への情報発信に努めています。 課題については、本市が企業誘致できる土地を所有していないため、民間の遊休地を活用して企業誘致に努めています。
これまでの取組・方針	企業誘致等の情報収集と地元企業の振興も兼ねた企業訪問を、積極的に行うことを企業誘致の戦略の一つに掲げ実施しています。また、企業立地は、地域経済活性化の重要な施策として位置づけられ「市内の雇用」と「豊かな所得」を生み出す原動力と考えており、トップセールスを行うなど精力的に取り組み、県、関係団体等と連携を密に取りながら、数々の誘致活動を強力に展開しています。
目標・指標	年間企業誘致数（新設・増設）２件
具体的取組方法	企業訪問数を年間100件以上とします。 優遇制度の見直し（既存企業の投資に関する優遇制度導入検討）を行います。 課税免除制度の導入を検討します。 「岩国架け橋会 in 東京」など首都圏を中心に情報発信及び情報収集を行います。 立地が決定した企業には、操業開始までの手続等について、可能な限りワンストップ・サービスのサポートを提供します。
その他	

III. 年次計画

年次	H26	H27	H28	H29	H30
取組内容					
	企業・投資誘致に向けた取り組みの実施	同左	同左	同左	同左

行政経営改革プラン行動計画（平成26年度～平成30年度）

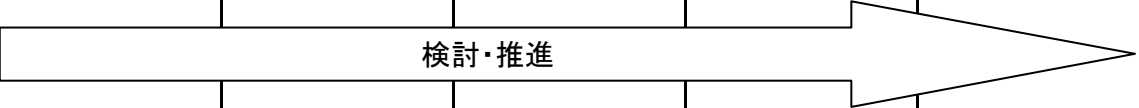
I. 取組体系等

2-(1) 取組項目	収入の確保
③ 実施事項	広告事業の推進
担当部署	総合政策部 政策企画課
連携部署	

II. 取組方法等

現状・課題	厳しい財政状況の中、市の資産を有効活用するため、民間事業者の広告を掲載して、新たな財源を確保していく必要があります。
これまでの取組・方針	市のホームページ、広報紙、ごみカレンダー等への広告掲載により、自主財源の確保、経費の節減を図ってきました。
目標・指標	広告事業として、一般的な印刷物やホームページだけでなく、ネーミングライツなど、有形・無形の様々な資産を広告媒体として商品化していきます。
具体的取組方法	広告事業の対象となる広告媒体を洗い出して、年次的に広告事業の推進に取り組んでいきます。
その他	

III. 年次計画

年次	H26	H27	H28	H29	H30
取組内容	検討・推進 				
	広告事業検討・推進	同左	同左	同左	同左

行政経営改革プラン行動計画（平成26年度～平成30年度）

I. 取組体系等

2－（2） 取組項目	受益者負担の適正化
① 実施事項	受益者負担に関する基本方針の策定・実施
担当部署	総務部 行政経営改革室
連携部署	財政課

II. 取組方法等

現状・課題	受益者負担による収入は、税外収入として貴重な自主財源ではありますが、負担の基準や根拠が明確でないものや、見直しのルールが決められていないものがあります。 また、サービスを利用する人と利用しない人が存在する中で、市民間の公平性を考慮した負担となっていないものもあります。
これまでの取組・方針	各部署において、サービスの内容、対象者、近隣自治体の状況などを勘案して、負担割合を決めています。
目標・指標	公共サービスの受益者負担のあり方に対する市の基本的な考え方を明らかにするとともに、客観的で明確な基準を定めて、市民に適正な負担を求めます。
具体的取組方法	政策企画課が平成28年度に予定している「公共施設マネジメント指針」にあわせて、受益者負担に関する基本方針を策定し、基本方針に基づいて、使用料、手数料、負担金などの見直しに取り組みます。
その他	

III. 年次計画

年次	H26	H27	H28	H29	H30
取組	調査・準備	検討	方針策定	実施	
内容	基本方針策定に向けた調査・準備	基本方針策定について検討 ※施設の評価シートと調整	基本方針の策定 ※公共施設マネジメント指針と調整	受益者負担の見直し実施	同左

行政経営改革プラン行動計画（平成26年度～平成30年度）

I. 取組体系等

2－(3) 取組項目	負担金・補助金の適正化
① 実施事項	負担金・補助金の見直し
担当部署	総合政策部 財政課
連携部署	

II. 取組方法等

現状・課題	補助金については、合併直後に全体的な見直しを実施しましたが、依然、常態化・既得権化しているものが見受けられ、廃止・統合、補助対象経費や補助率の精査等による見直しが必要です。 負担金については、具体的な加入メリットの無い場合は脱会を原則としてきましたが、個々の団体の実情などに配慮して、見直しが進んでいません。
これまでの取組・方針	「岩国市補助金交付基準」及び「岩国市補助金見直し基準」に基づき、補助金の交付の適否について、「必要性」、「透明性」及び「適格性」を基準に、個別事項を総合的に勘案して判断することとしています。 また、予算編成において、負担金・補助金について、事業効果、公益性、積算根拠について検証するとともに、負担金・補助金の増額は、原則として認めないこととしています。 負担金については、平成26年度当初予算編成において総点検を実施。
目標・指標	補助金については、見直し対象分野を選定し、「岩国市補助金交付基準」等に沿って、対象の案件の1件審査により段階的に適正化を図ります。 負担金については、総点検結果を踏まえた脱会を進めながら、継続加入の場合についても、負担金の見直し等を図ります。
具体的取組方法	補助事業費に対する補助金の割合（補助割合）と繰越額に対する補助金の割合（繰越割合）の適正化を図ります。 また、繰越金に準じた積立金等についてもその目的等を確認します。 全ての補助金について交付要綱等の整備状況を確認します。 要綱等の整備に当たっては、市の施策に適合した補助の趣旨、具体的な補助対象事業・経費及び補助額・率について十分検討します。 負担金については、団体加入の有効性、団体等の活動実績などの検証による脱会を進めながら、継続加入の場合には、団体に対し事業改善等を提言するなどにより、負担金の縮減を図ります。
その他	

III. 年次計画

年次	H26	H27	H28	H29	H30
取組内容	実施・推進				
	見直し対象分野選定・審査・交渉	見直し対象分野選定・審査・交渉	見直し対象分野選定・審査・交渉	見直し対象分野選定・審査・交渉	見直し対象分野選定・審査・交渉
		見直しの実施(平成28年度当初予算)	見直しの実施(平成29年度当初予算)	見直しの実施(平成30年度当初予算)	見直しの実施(平成31年度当初予算)

行政経営改革プラン行動計画（平成26年度～平成30年度）

I. 取組体系等

2－（４） 取組項目	施設、資産等の有効活用
① 実施事項	遊休資産の売却、活用
担当部署	総務部 用地管財課
連携部署	

II. 取組方法等

現状・課題	処分可能な普通財産については、財源確保を図るため、積極的に売却処分に取り組んできましたが、処分価格や土地の状況（所在地・形状・面積等）により処分が進まず、長期間にわたり未活用となっている財産が存在しています。
これまでの取組・方針	一般競争入札、公募先着順方式、山口県宅地建物取引協会の媒介による未利用地の売却を実施しています。また、隣接地所有者への地先処分や法定外公共物の用途廃止による売払を実施しています。
目標・指標	市有財産は市民の貴重な財産であり、未利用財産については、住民サービスの観点からも効果的に活用する必要があります。今後、公有財産台帳の整備を進める中で、遊休資産の精査を行い、貸付や売却処分等による積極的な有効活用を図ることにより、その縮減に努め、「保有資産の最適化」を目指します。
具体的取組方法	従来からの売却による処分を継続するとともに、交換や譲渡等も視野に入れ、積極的な遊休資産の運用と縮減に努めます。
その他	

III. 年次計画

年次	H26	H27	H28	H29	H30
取組内容	整備・推進	実施・推進			
	・公有財産台帳の整備 ・遊休資産の売却、貸付等の促進	・遊休資産の売却、貸付等の促進	同左	同左	同左

行政経営改革プラン行動計画（平成26年度～平成30年度）

I. 取組体系等

2－（５） 取組項目	施設管理の適正化
① 実施事項	公共施設データの一元化
担当部署	総務部 用地管財課
連携部署	

II. 取組方法等

現状・課題	市町村合併により、多くの公共施設を保有することとなりましたが、その維持管理や改修については、各所管課が個別に対応しているため、効率的、統一的な取り扱いになっているとは言えません。今後、これら公共施設の多くが更新時期を迎える中、維持管理経費を効率化し、計画的な改修を行っていくためには、全庁的視点から総合的、計画的に施設を管理していく必要があります。そのためには、まず公共施設の施設概要、利用状況、維持管理等のいわゆる基礎的データを一元管理する必要があります。
これまでの取組・方針	市が所有する公共施設は、原則それを所管する担当課が管理しているため、基礎的データの管理方法も統一されていません。
目標・指標	今後、全庁的視点に立ってマネジメントを行うことにより、公共施設の保有総量の適正化、建物の長寿命化、維持管理経費の縮減等を推進しながら、「施設の適正配置」を行っていく上での基礎資料を作成します。
具体的取組方法	平成26年度に、公共施設の基礎的データの一元化を行い、主な施設について、施設ごとに「施設情報シート」を作成する。また、今後の公共施設のあり方を検討するための基礎資料となる「施設白書」を作成し公表します。
その他	

III. 年次計画

年次	H26	H27	H28	H29	H30
取組内容	 ・「施設情報シート」の作成 ・「施設白書」の作成及び公表	取得・異動等に伴うデータ更新	同左	同左	同左

行政経営改革プラン行動計画（平成26年度～平成30年度）

I. 取組体系等

2－（５） 取組項目	施設管理の適正化
② 実施事項	施設の適正配置
担当部署	総合政策部 政策企画課
連携部署	行政経営改革室・財政課・職員課

II. 取組方法等

現状・課題	市町村合併により、多くの公共施設を保有することとなりましたが、その維持管理や改修については、各所管課が個別に対応しているため、必ずしも効率的、統一的な取り扱いになっているとは言えません。今後、これら公共施設の多くが更新時期を迎える中、維持管理経費を効率化し、計画的な改修を行っていくためには、今後の施設のあり方を示す必要があります。
これまでの取組・方針	担当課がそれぞれ、所管する施設について、今後のあり方を検討しています。
目標・指標	施設の統廃合を含め、今後のあり方を示す公共施設マネジメント指針を策定し、計画的に施設の適正配置を進めていきます。
具体的取組方法	平成26年度に用地管財課が作成する予定の「施設情報シート」「施設白書」を基に、平成27年度に「施設の評価シート」を作成し、平成28年度に「公共施設マネジメント指針」を策定します。 平成29年度以降、計画的に施設の適正配置を推進していきます。
その他	

III. 年次計画

年次	H26	H27	H28	H29	H30
取組	調査・検討	作成	策定・公表	推進	
内容	施設の適正配置に向けた調査・検討	「施設の評価シート」の作成	「公共施設マネジメント指針」の策定及び公表	施設の適正配置の推進	同左

行政経営改革プラン行動計画（平成26年度～平成30年度）

I. 取組体系等

2－（6） 取組項目	財政基盤の強化
① 実施事項	財政計画の着実な実施
担当部署	総合政策部 財政課
連携部署	

II. 取組方法等

現状・課題	平成19年度に策定した財政健全化計画に基づき、職員数の削減、地方債残高の縮減、赤字特別会計の早期健全化、土地開発公社の長期保有土地の解消などにより、将来負担の軽減を図り、財政基盤の強化に努めてきた結果、計画を上回る改善を図ることができました。 しかしながら、今後は大規模事業に多額の財源が必要となる見込みであり、さらに、普通交付税等については、平成28年度から合併算定替による合併支援措置が段階的に縮減され、平成33年度以降は一本算定となることから、大幅な減収となる見込みであり、将来的に非常に厳しい財政運営となることが見込まれます。
これまでの取組・方針	平成24年度に「財政計画及び財政見通し」を策定し、今後見込まれる財源不足を明らかにし、将来にわたって持続可能な財政運営のために必要な取り組み目標を定め、着実に実施することとしました。 計画期間：平成25年度から平成29年度までの5年間、財政見通し期間：平成30年度から平成34年度までの5年間
目標・指標	将来的な財源不足に対応するため、計画的な歳出の削減と歳入の増加に取り組むことが必要ですが、合併後のまちづくりに必要な事業についても、普通交付税等の合併支援措置がある間に可能な限り実施しながら、後年度の財政負担を軽減することが求められることから、財政運営の基本方針を「将来負担の軽減」とし、具体的な取組みを次のとおり定めました。 (1) 職員数の削減 (2) 投資政策的経費の抑制 (3) 市債残高の縮減 また、健全化判断比率のうち、実質公債費比率と将来負担比率を財政計画の目標指標としました。
具体的取組方法	予算編成における財政計画の取組みの厳守。健全化判断比率の公表
その他	平成24年度に策定した「財政計画及び財政見通し」は、計画期間が平成25年度から平成29年度までの5年間であることから、それ以降の「財政計画」について、平成29年度に策定し、平成30年度以降計画に沿った取組みを実施します。

III. 年次計画

年次	H26	H27	H28	H29	H30
取組内容	実施・推進				
				検討・準備	実施・推進
	健全化判断比率の公表(平成25年度)	健全化判断比率の公表(平成26年度)	健全化判断比率の公表(平成27年度)	健全化判断比率の公表(平成28年度) 財政計画の策定・公表	健全化判断比率の公表(平成29年度)

行政経営改革プラン行動計画（平成26年度～平成30年度）

I. 取組体系等

2－（6） 取組項目	財政基盤の強化
② 実施事項	特別会計の健全化
担当部署	総合政策部 財政課
連携部署	

II. 取組方法等

現状・課題	特別会計の赤字の解消を図るため、一般会計から特別会計に対して、本来は税等で負担すべきではない多額の繰出金を支出する状況が恒常的に続いており、市財政の健全化を著しく損ねています。
これまでの取組・方針	合併以前から多額な赤字を抱えていた市場事業特別会計及び公共下水道事業特別会計の赤字削減への取組みとして、平成19年度に策定した財政健全化計画に基づき、一般会計からの繰出金を計画的に増額し、累積赤字の解消を図りました。 （公共下水道事業特別会計は平成22年度決算で赤字解消、市場事業特別会計は平成24年度決算で赤字解消）
目標・指標	独立採算の原則のもと、使用料の改定、経費の削減、事業の抑制等の経営の合理化・自立化を図り、特別会計への繰出金総額のうち特に基準外繰出の縮減を図ります。
具体的取組方法	財政計画に沿った繰出金の予算化及び執行管理の徹底により、基準外繰出の縮減を図ります。 特に、地方公営企業の経営は、中長期的視点に立って計画的に行っていくことが極めて重要であることを踏まえ、各公営企業において「経営計画」を策定・公表し、これに基づいて経営を行うこととします。 また、公共下水道事業特別会計については、地方公営企業法の一部適用により、財政規律の確保及び経営の透明性確保を図ります。 簡易水道事業特別会計については、水道事業への統合により、均一で良質な水道サービスの実現を図るとともに、特別会計においては、離島簡水の経営に注力します。
その他	平成24年度に策定した「財政計画及び財政見通し」は、計画期間が平成25年度から平成29年度までの5年間であることから、それ以降の「財政計画」について、平成29年度に策定し、平成30年度以降計画に沿った取組みを実施します。

III. 年次計画

年次	H26	H27	H28	H29	H30
取組内容	実施・推進				
				検討・準備	実施・推進
	「経営計画」の策定 簡易水道の水道局への移管	「経営計画」の策定 公共下水道事業特別会計の法適 簡易水道の水道局への移管	「経営計画」の策定・公表 簡易水道の水道局への移管	「経営計画」の策定・公表 簡易水道の水道局への移管 財政計画の策定・公表	「経営計画」の策定・公表

行政経営改革プラン行動計画（平成26年度～平成30年度）

I. 取組体系等

2－（6） 取組項目	財政基盤の強化
③ 実施事項	外郭団体の見直し
担当部署	総務部 行政経営改革室
連携部署	

II. 取組方法等

現状・課題	平成23年度から、外郭団体の見直しに向けた経営改善計画を着実に実施することとしています。
これまでの取組・方針	外郭団体見直しガイドラインに沿った経営改善計画を策定するとともに、各年度の取組状況について、所管課による点検・評価を行い、計画の進捗管理を行ってきました。
目標・指標	平成27年度までは、現行の経営改善計画の着実な実施を推進します。 平成27年度に、外郭団体見直しガイドラインに沿った平成28年度以降の改善計画の策定を行い、平成28年度からは、その改善計画の着実な実施を推進します。
具体的取組方法	毎年度、経営改善計画の取組状況について、担当部署による点検、評価を行い、改善が必要な場合は指導を行います。
その他	

III. 年次計画

年次	H26	H27	H28	H29	H30
取組内容	実施		実施		
		計画策定			
	経営改善計画の実施	・経営改善計画の実施 ・平成28年度以降の経営改善計画の策定	経営改善計画の実施	同左	同左

行政経営改革プラン行動計画（平成26年度～平成30年度）

I. 取組体系等

2-（7） 取組項目	給与等の適正化
① 実施事項	給与等の適正化
担当部署	総務部 職員課
連携部署	

II. 取組方法等

現状・課題	現在、一般職の職員の給与等を決定するにあたり、人事院勧告に基づく国家公務員の給与制度を基本としていますが、国が既に実施している勧告事項のうち、本市において未実施の勧告事項等があるため、県内他市等の取組状況や職員団体との協議を踏まえ、調整を行なっていく必要があります。
これまでの取組・方針	人事院勧告に基づくことを原則としながらも、職員自身の意識改革や士気の向上などの観点から、給与制度においても、職員団体等との協議を経て改定を行っています
目標・指標	厳しい財政見通しの中、職員数の抑制を図りつつ、行政需要に応えるためには、事務事業の効率化はもちろんのこと、職員の就労意識を高め、その能力を最大限発揮させることが重要です。よって、給与の適正化について、職員団体等を含め、職員一人ひとりがその必要性を認識し、合意形成を図ります。
具体的取組方法	毎年度示される人事院勧告への対応と並行し、未実施の勧告事項等について、地域の実情に照らし、本市において実施が適当と判断される事項については、年間スケジュールを示しながら職員団体等との継続的な協議を行なう体制を確立するとともに、給与の適正化を進めるにあたり、市民への説明責任や理解を深めるため、情報公開の充実を図ります。
その他	

III. 年次計画

年次	H26	H27	H28	H29	H30
取組内容	検討・準備	実施・推進			
	給与のあり方の検討 年間スケジュールの確立	年間スケジュールに沿った協議の実施 給与のあり方及びスケジュールの見直し	同左	同左	同左

行政経営改革プラン行動計画（平成26年度～平成30年度）

I. 取組体系等

3－（１） 取組項目	職員の意識改革
① 実施事項	人事評価制度の確立
担当部署	総務部 職員課
連携部署	

II. 取組方法等

現状・課題	現在、勤務評定制度の中で、能力評価と業績評価による評価を実施していますが、これらは人材育成のツールとしても活用しています。 国においては、能力・実績に基づく人事管理を推進するため地方公務員法の改正が予定されており、評価結果を給与や任用など処遇に反映するシステムの確立も求められています。
これまでの取組・方針	今後の人事評価制度の導入を視野に入れ、評定者と班長級以上の被評定者に対して、人事評価制度の基本的な仕組みを理解するための研修を従前から実施してきました。
目標・指標	勤務評定制度から人事評価制度への移行を進めていきます。 組織目標を達成するためのツールとして、人事評価制度を確立することにより、評定者から被評定者に対して、さらに適切な指導・育成を可能にしていきます。
具体的取組方法	職員に対して、人事評価制度を周知するため、マニュアルを整備するとともに、公正かつ客観的な評価を行い、処遇への反映に対応できるよう、評定者に対しては、定期的な研修を実施していきます。 人事評価制度を人材育成のためにさらに活用するため、評定者と被評定者面談の内容を充実させるとともに、評価結果の開示方法や公務能率の観点から分限処分の対応も検討していきます。
その他	

III. 年次計画

年次	H26	H27	H28	H29	H30
取組内容	検討・準備 人事評価マニュアルの策定 処遇反映システムの検討	同左	同左	同左	同左

行政経営改革プラン行動計画（平成26年度～平成30年度）

I. 取組体系等

3－（１） 取組項目	職員の意識改革
② 実施事項	職員満足度調査の実施
担当部署	総務部 行政経営改革室
連携部署	職員課

II. 取組方法等

現状・課題	職員の意識改革、組織の活性化のためには、職員の仕事に対する満足度や意識の現状を把握することが必要となりますが、そうした仕組みがないのが現状です。
これまでの取組・方針	これまで、仕事に対する全職員対象の調査は実施していませんでしたが、平成25年８月に実施した財政計画・行政経営改革の説明会のアンケートの一部調査項目で、職員の仕事に関する意識について調査を行いました。
目標・指標	継続して職員の意識を把握し、調査結果を分析することにより、職員の意識改革、組織の活性化、行政経営改革の取り組みに反映させることとします。
具体的取組方法	公開羅針盤の掲示板を活用して、職員の満足度調査を継続して行うとともに、調査結果を分析し、行政経営改革室と職員課が行政経営改革の推進や職員の意識改革に活用します。
その他	

III. 年次計画

年次	H26	H27	H28	H29	H30
取組 内容	検討・実施・活用	実施・活用			
	・職員満足度調査 方法の検討 ・職員満足度調査 の実施・活用	職員満足度調査 の実施・活用	同左	同左	同左

行政経営改革プラン行動計画（平成26年度～平成30年度）

I. 取組体系等

3-(1) 取組項目	職員の意識改革
③ 実施事項	業務改善運動の導入
担当部署	総務部 行政経営改革室
連携部署	

II. 取組方法等

現状・課題	行政サービスの向上のためには、職員ひとり一人が日々の業務について、常に改善の意識を持って取り組む必要があります。 各職場において、業務改善は行われていますが、全庁的な取組としての位置づけがされていないのが現状です。
これまでの取組・方針	これまで、各職場がみずからの判断により、個別に業務の改善に取り組んできました。
目標・指標	全庁的な業務改善運動を導入することにより、職員の意識改革、組織風土改革、業務の効率化などを進め、市民満足度の向上と持続可能な財政運営を実現します。
具体的取組方法	業務改善運動の仕組みを導入し、行政サービスの向上や業務の効率化に取り組めます。 また、具体的な改善事例の庁内共有を行うことにより、業務改善効果が全庁的に広がるように取り組めます。
その他	

III. 年次計画

年次	H26	H27	H28	H29	H30
取組内容	検討・準備	実施			
	・業務改善運動の制度検討 ・導入に向けた準備	業務改善運動の実施	同左	同左	同左

行政経営改革プラン行動計画（平成26年度～平成30年度）

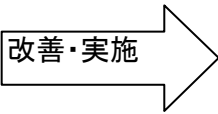
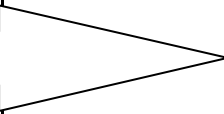
I. 取組体系等

3-(1) 取組項目	職員の意識改革
④ 実施事項	若手職員中心のプロジェクトチームによる提言制度の推進
担当部署	総務部 行政経営改革室
連携部署	

II. 取組方法等

現状・課題	市民本位の活力ある行政を展開するためには、市政のあり方、役割、そして市民のために何をすべきかを考え、市民の視点に立って、常に改善・改革に取り組む必要がありますが、若手職員が担当業務以外で、市政に参加する機会がないのが現状です。
これまでの取組・方針	平成25年度から、新たに「若手職員中心のプロジェクトチームによる提言制度」を導入し、「岩国錦帯橋空港を活用した新たなまちづくり」を第1回のテーマとして、市長に提言を行いました。
目標・指標	若手職員が積極的に市政に参加することにより、職員の育成、意識改革を図るとともに、組織風土の改革につなげることを目標とします。 また、効果が高いと判断された提言については、事業化して市政の推進を図ります。
具体的取組方法	平成25年度のプロジェクトチームの取組状況を検証し、若手職員の育成のために、より効果的な提言制度になるよう改善を加えて、継続して実施します。
その他	

III. 年次計画

年次	H26	H27	H28	H29	H30
取組内容	改善・実施 	実施 			
	・若手プロジェクト提言制度改善 ・若手プロジェクト提言制度実施	若手プロジェクト提言制度実施	同左	同左	同左

行政経営改革プラン行動計画（平成26年度～平成30年度）

I. 取組体系等

3－（2） 取組項目	人材の育成・活用
① 実施事項	人材育成基本方針の見直し
担当部署	総務部 職員課
連携部署	

II. 取組方法等

現状・課題	効率的で良質な行政サービスを実現していくためには、限られた資源である人材を、いかに採用、育成、活用していくかが求められています。 これまで、岩国市人材育成基本方針に基づき、各種の取組みを行ってきましたが、社会環境の変化、地方分権の推進、職員の意識の変化等を踏まえた、基本方針の見直しが必要となっています。
これまでの取組・方針	岩国市人材育成基本方針に基づき、求められる職員像を「他律的職員から自立的職員へ」と定め、職員研修、人事管理等の各種の取組みを実施してきました。
目標・指標	平成26年度中に現行の人材育成基本方針の見直し作業を行い、平成27年度から平成30年度まで4年間の基本方針を策定し、平成27年度に新たな基本方針の公表を行います。 人材育成基本方針で定める重点取組の着実な遂行により、行政サービスの向上に資する組織を目指します。
具体的取組方法	岩国市がめざす職員のすがたを明確にした上で、職員の果たすべき役割（意識）、職位に求められる能力を設定し、人材育成に向けた重点取組となる①職場づくり、②職員研修、③人事制度を体系化していきます。
その他	

III. 年次計画

年次	H26	H27	H28	H29	H30
取組内容	検討・準備	実施・推進			
	人材育成基本方針の見直しに向けた準備	人材育成基本方針の公表	取組状況の確認	同左	取組状況の確認 次期人材育成基本方針の見直し

行政経営改革プラン行動計画（平成26年度～平成30年度）

I. 取組体系等

3－（２） 取組項目	人材の育成・活用
② 実施事項	職員研修の充実
担当部署	総務部 職員課
連携部署	

II. 取組方法等

現状・課題	総職員数が減少する中で、行政サービスの質の低下を防ぎ、より効果的に提供するためには、職員一人ひとりの資質向上が不可欠となっています。 これまでも職員の能力開発に向けた各種研修を実施しているところですが、さらなる能力向上のためには、職員研修の一層の充実が求められています。
これまでの取組・方針	人材育成基本方針に基づく、職員研修として、①自己啓発、②職場研修、③職場外研修（職員課主催研修や、他団体・自治大学校・山口県セミナーパーク等への派遣研修）を位置づけており、各種研修の実施により職員の能力向上を取り組んできました。
目標・指標	人材育成基本方針で定める、岩国市がめざす職員のすがた、職員の果たすべき役割（意識）、職位に求められる能力を踏まえ、次年度の研修計画を前年度に策定し、職員に公開します。自主的な研修機会の提供を図ることにより、職員一人ひとりが自らのキャリアプランを踏まえ、自ら学び、能力を高める職場風土をつくることで、住民サービスの向上につなげていきます。
具体的取組方法	①自己啓発、②職場研修、③職場外研修を体系化した計画を策定するとともに、とりわけ、自己啓発（自学）を促す支援制度等の充実に努めていきます。 所属長をはじめとした職務経験者を人材育成指導担当として位置付けることや、費用対効果の観点から、研修の効果についての検討等に取り組んでいきます。
その他	

III. 年次計画

年次	H26	H27	H28	H29	H30
取組内容	検討・準備 次年度の研修計画の策定	研修計画の見直し、達成状況の把握	同左	同左	同左
	実施・推進				

行政経営改革プラン行動計画（平成26年度～平成30年度）

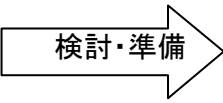
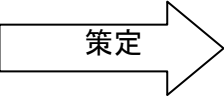
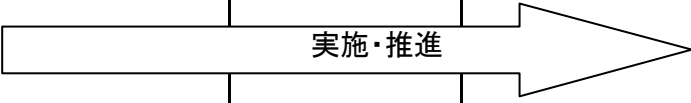
I. 取組体系等

4－(1) 取組項目	市民と行政との協働事業の促進
① 実施事項	「協働のまちづくり促進計画」の策定・実施
担当部署	市民生活部 市民協働推進課
連携部署	

II. 取組方法等

現状・課題	複雑多様化した市民ニーズや地域課題に幅広く対応するため、市民と行政とが協働する体制の整備が求められています。 現在、市内各地域において、様々な市民活動団体が活動していますが、それらの情報が多くの市民に対して十分に周知されていない状況もあり、市民と行政との協働事業が活発に行われる段階に至っておりません。
これまでの取組・方針	市民活動支援センターを設置して、市内で活動する市民活動団体を支援してきました。 また、まちづくり、保健・医療・福祉、観光振興、青少年健全育成等の各分野において、交付金による市民活動の支援を行っております。
目標・指標	多くの市民が、市民協働の重要性を認識するとともに、公益的な地域課題の解決に対応できる担い手が多数育成されることで、市民と行政との協働のまちづくりを進めることを目指します。
具体的取組方法	岩国市総合計画に沿った「協働のまちづくり促進計画」を策定し、協働事業を推進します。
その他	

III. 年次計画

年次	H26	H27	H28	H29	H30
取組					
内容	「協働のまちづくり促進計画(案)」の検討・準備	「協働のまちづくり促進計画」の策定	「協働のまちづくり促進計画」にもとづく事業の実施・推進	同左	同左

行政経営改革プラン行動計画（平成26年度～平成30年度）

I. 取組体系等

4－（２） 取組項目	行政情報の積極的な公開
① 実施事項	積極的な情報公開の推進
担当部署	総務部 秘書広報課
連携部署	

II. 取組方法等

現状・課題	市民に公開・提供すべき情報はその基準や手法が定められておらず、条例等で定められたものを除き、所管課で判断しています。 市民協働のまちづくりを推進するためには、市民への情報を公開・提供し、情報を共有することが必要となります。
これまでの取組・方針	公開の手段としての広報やホームページは、利用者が必要な情報をすばやく見つけ、利用することができることを目指し、使用者にとって価値のある情報を提供するため、改良に努めてきました。 また、ホームページについては、迅速に情報提供ができるよう、各課で作成可能な仕様としています。
目標・指標	市民の関心の高い行政情報を積極的に提供していくため、平成27年度までに、「積極的な情報公開の推進に関する運用方針(仮)」を策定し、市民との情報の共有を進めると共に、分かりやすく積極的な情報提供に努めます。
具体的取組方法	平成27年度までに、積極的に公開・提供すべき情報の基準・手法等を検討し、「積極的な情報公開の推進に関する運用方針(仮)」を策定します。 また、ホームページにおける内容を整理し、最新情報の掲載に努めるよう管理・指導を行います。
その他	

III. 年次計画

年次	H26	H27	H28	H29	H30
取組	検討・実施	策定・実施	実施・推進		
内容	・公開・提供すべき情報の基準及び手法を検討 ・HP整理・管理指導	・「積極的な情報公開の推進に関する運用方針(仮)」の策定 ・HP整理・管理指導	「積極的な情報公開の推進に関する運用方針(仮)」にもとづく情報公開の推進	同左	同左

行政経営改革プラン行動計画（平成26年度～平成30年度）

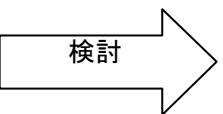
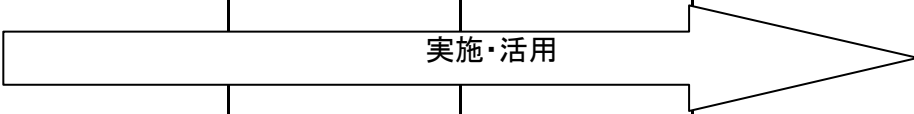
I. 取組体系等

4－（3） 取組項目	市民要望の把握
① 実施事項	市民満足度調査の実施
担当部署	総務部 行政経営改革室
連携部署	政策企画課

II. 取組方法等

現状・課題	行政経営改革プランが目標とする市民の満足度の向上のためには、市政に対する市民の満足度を把握することが必要となりますが、そうした仕組みがないのが現状です。
これまでの取組・方針	これまで、総合計画の策定時などには、市民の意見を把握するためにアンケートを実施していましたが、市民の満足度の把握を目的とした継続的な調査はこれまで行ってきませんでした。
目標・指標	市民の満足度とともに市民のニーズを把握し、市の施策や行政経営改革に反映させ、市民満足度の向上を目指します。
具体的取組方法	市民満足度調査を毎年度実施することにより傾向を分析し、関係部署へ情報提供するとともに、調査結果については、ホームページ等で公表します。
その他	

III. 年次計画

年次	H26	H27	H28	H29	H30
取組内容	検討 	実施・活用 			
	・市民満足度調査 方法の検討	市民満足度調査 の実施・活用	同左	同左	同左

行政経営改革プラン行動計画（平成26年度～平成30年度）

I. 取組体系等

4－(4) 取組項目	職員の市民協働意識の向上
① 実施事項	市民協働意識の向上と地域活動への参加促進
担当部署	市民生活部 市民協働推進課
連携部署	

II. 取組方法等

現状・課題	（意識向上）各課・各担当において、市民との協働事業が、実施されていますが、その方法や基準が定められていない状況です。 （参加促進）市内各地で地域活動等が行われていますが、職員等への周知が不足しています。また、職員の参加についても十分に把握されていない状況です。
これまでの取組・方針	（意識向上）平成23年1月、主任クラスの職員を対象として、専門家講師による研修会を2回実施しました。 （参加促進）市内各地でイベントや伝統行事、ボランティアなどが実施されていますが、職員は自由な意思によって参加している状況です。
目標・指標	（意識向上）各職場において、市民との協働事業を検討することで、事業に対する理解と意識の向上を図ります。 （参加促進）地域活動に積極的に参加するよう職員に促すとともに、参加状況を把握します。
具体的取組方法	（意識向上）各所属ごとに担当者を配置し、担当者与管理職の研修を実施するとともに、基準を設けて協働事業を画一的に推進することで、職員の意識向上を図ります。 （参加促進）地域イベント等の地域活動を職員に周知することで、職員が市民として参加することを促進します。
その他	

III. 年次計画

年次	H26	H27	H28	H29	H30
取組内容	検討・準備		実施・推進		
	市民協働事業の調査・研修	同左	協働事業の実施による職員の意識向上と地域行事への参加促進	同左	同左

行政経営改革プラン行動計画（平成26年度～平成30年度）

I. 取組体系等

5－（１） 取組項目	民営化や民間委託などの推進
① 実施事項	外部委託推進ガイドラインの策定・推進
担当部署	総務部 行政経営改革室
連携部署	

II. 取組方法等

現状・課題	非常に厳しい財政見通しの中、多様化する市民ニーズに対応するためには、限られた経営資源を有効活用することが必要です。 そうしたことから、現在、市が行っている事務事業のうち、民間の方が効率的・効果的に実施できることは民間に委ねるなど、サービスの提供の主体や方法などを見直すことが不可欠となっています。
これまでの取組・方針	集中改革プラン及び第２次集中改革プランにより、個別の具体的な民間委託の取り組みについて推進してきました。
目標・指標	外部委託を検討するための、市の基本的考え方、手順、留意点を明らかにして、民間の方がより効率的・効果的にサービスを提供できる事務事業については、積極的に外部委託を推進します。
具体的取組方法	外部委託に関する基本方針となるガイドラインを策定し、ガイドラインに基づき、外部委託の推進を図ります。
その他	

III. 年次計画

年次	H26	H27	H28	H29	H30
取組 内容	策定	検討・準備	実施		
	ガイドラインの策定	ガイドラインに基づく外部委託の検討・準備	外部委託の実施	同左	同左

行政経営改革プラン行動計画（平成26年度～平成30年度）

I. 取組体系等

5－(2) 取組項目	公の施設の管理運営の見直し
① 実施事項	指定管理者制度運用ガイドラインの策定・推進
担当部署	総務部 行政経営改革室
連携部署	

II. 取組方法等

現状・課題	非常に厳しい財政見通しの中、多様化する市民ニーズに対応するためには、限られた経営資源を有効活用することが必要です。 そうしたことから、公の施設の管理に民間のノウハウを活用して、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることが必要となりますが、これまでの指定管理者制度の導入拡大に伴い、さまざまな課題も明らかになってきました。
これまでの取組・方針	平成18年5月に策定した「指定管理者制度の運用に係る指針」に沿って、指定管理者制度の導入・運用に取り組んできました。
目標・指標	指定管理者の選定等における公正性、透明性を確保するための手続きや、施設の管理運営が適切に行われるためのモニタリングの手続きなどを詳細に定めて、公の施設の効果的な管理運営を目指します。
具体的取組方法	これまでの制度運用を踏まえ、指定管理者制度がより有効に機能するための基本的指針となるガイドラインを策定し、適切な施設管理を推進します。
その他	

III. 年次計画

年次	H26	H27	H28	H29	H30
取組内容	策定	実施			
	ガイドラインの策定	ガイドラインに基づく管理運営の推進	同左	同左	同左